

各 地 方 整 備 局 企 画 部 長 あて
北海道開発局事業振興部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理手法の試行について

非破壊試験を用いた品質管理は、コンクリート構造物の出来形及び品質規格の確保、並びに監督、検査の充実を目的とし実施するものである。

このたび、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）（以下、「鉄筋測定要領（案）」という）」（別添）を定めたので、各地方整備局等においては、下記に留意の上、非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理を工事の一部において実施されたい。

記

第 1 目的

非破壊試験を用いた品質管理手法（以下、「本手法」という。）は、非破壊試験を用いてコンクリート構造物の鉄筋の配筋状態及びかぶりが適正に確保されていることを確認するために行うものであり、コンクリート構造物の適正な品質確保並びに施行管理や監督、検査の充実を目指すものである。

第 2 試行における対象工事の範囲

新設のコンクリート構造物のうち、平成 17 年度に施工（新規・継続）される橋梁上部工事及び下部工事を対象とする。

第 3 発注者及び請負者が実施すべき事項

非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理は、別添「鉄筋測定要領（案）」に従い実施するものとする。その際、発注者（監督職員、検査職員）及び請負者が実施すべき事項を、下記 1 から 3 に記す。

1. 請負者による施工管理

請負者は、「鉄筋測定要領（案）」に基づき、日常の施工管理を実施する。

また、測定方法や測定箇所等については、施工計画書に記載し提出するとともに、測定結果については、試験結果報告書（「鉄筋測定要領（案）8 報告」参照）を作成し、測定後及び完成検査時等に提出・報告を行う。

2. 監督職員による段階確認

設計図書の規定に従い、監督職員による段階確認を実施する。段階確認では、監督職員が一部の非破壊試験に立ち会うとともに、試験結果報告書を確認する。

なお、現行の鉄筋組立て完了時の段階確認の半数程度をコンクリート打設後の非破壊試験の立会と試験結果報告書の確認で置き換えるものとする。

3. 検査職員による完成検査

検査職員は、完成検査時に全ての試験結果報告書を確認する。また、試験結果報告書の確認に加え、任意の箇所を選定（1箇所以上）し、「鉄筋測定要領（案）」に基づく非破壊試験により鉄筋の配筋状態及びかぶりの適否を判断する。足場等が必要となる箇所の測定を実施する場合は、あらかじめ、足場等の確保を指示しておくものとする。

なお、中間技術検査においても、出来るだけ試験結果報告書の活用による検査の実施を行うものとする。

第4 特記仕様書への記載

特記仕様書に、以下「 」内の文章を記載するものとする。

（記載例）

第◇条 コンクリート構造物非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の試行について

（目的）

1. 本工事は、コンクリート構造物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的として実施する非破壊試験（配筋状態及びかぶり測定）の試行対象工事である。

（実施要領）

2. 試行は、別添「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領（案）」に従い行うものとする。試験結果の判定は、別添「非破壊試験による測定結果の判定手順」によるものとする。

（その他）

3. 本試験に必要と認められる経費について、継続工事については変更契約できるものとする。

4. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

※ 「（その他）3」については、必要に応じ記載できるものとする。

第5 試験に要する費用

試験に要する費用は、別途技術管理費に積み上げ計上すること。

第6 その他

1. 本手法の円滑な実施

発注者及び請負者は、本手法の趣旨及び非破壊試験の実施手法を十分に理解しつつ、本手法の円滑な実施に努めるものとする。

2. 効果等の把握

本手法の試行にあたっては、今後の本手法の効果的かつ効率的な実施方策の検討に資するよう、次の項目を基本に、効果及び課題の把握等を行うものとする。

1) 実施により期待される効果

① コンクリート構造物の品質確保

本手法は、従前目視や写真等により行われてきた発注者による段階確認、完成検査等を試験記録等客観的データに基づき確認することが出来るとともに、コンクリート打設後においても、任意の箇所で配筋状態や鉄筋かぶりを確認出来ることから、発注者の段階確認や完成検査等において導入することにより、コンクリート構造物の品質確保の向上が期待されるため、その効果について把握する。

② 監督・検査の充実

本手法は、これまでコンクリート打設後確認することが出来なかった鉄筋の配筋状態やかぶりが確認可能となることから、監督職員による段階確認が工程に左右されず実施可能となるとともに、段階確認を一括に実施するなど、段階確認の回数の削減に寄与することが期待できることから、その効果や実効性の検証について把握する。

2) 実施に伴う課題

本方式の実施に伴う実務上及び制度上の課題等を把握する。

以上

国 官 技 第 27 号の 2 号
平成 17 年 5 月 18 日

沖縄総合事務局開発建設部長 あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

非破壊試験を用いたコンクリート構造物の品質管理手法の試行について

標記について、別添のとおり各地方整備局企画部長等あてに通知されたので参考までに送付する。